

摂食・嚥下リハビリテーションセッション

旭川歯科医師会立「道北口腔保健センター」は、昭和55年より心身障がい者歯科診療と休日救急歯科診療、そして小児予防歯科診療を行ってきました。

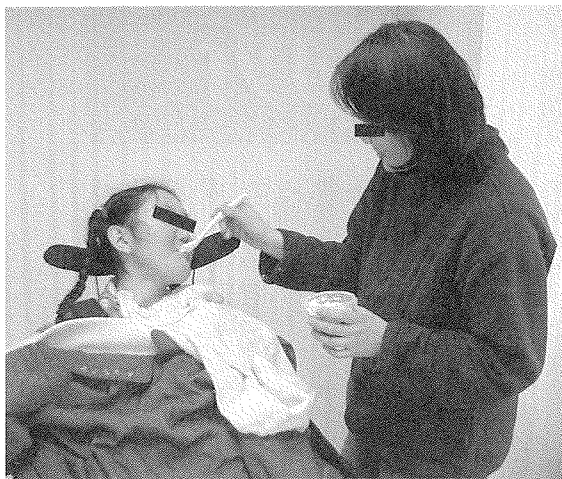
心身障がい者歯科診療は、知的障がいや脳性麻痺、自閉症等の心身障がいを有する方を中心として歯科治療を行っています。休日救急歯科診療に関しては、日曜・祝祭日・お盆や年末年始休日に、急患の方のみを

対象として、応急処置を行っています。小児予防歯科診療は、就学前の乳幼児を中心に、乳幼児の虫歯の予防処置および口腔衛生指導を総合的に行うほか、子どもの成長とお口に関する様々な相談に応じております。

このほかに平成13年から、小児を主体とした摂食・嚥下リハビリテーション診療を行っています。これは「食べること」・「飲み込

むこと」に障がいがある方を対象に、飲み込み運動をスムーズにするための訓練や食べ物形態、食事の介助法についての指導です。また必要に応じて、特殊な義歯や嚥下補助装置の製作、摂食・嚥下器官の運動性を高めるための機能訓練、口腔清掃ケアなどを行います。年々患者数も増してきたことから、現在は訪問を含めて月3回の診療を行っています。

この診療待ちの状態を回避するために、平成20年度より、摂食・嚥下リハビリテーションを行える歯科医師を養成する事業を開始しており、本年度で2年目となります。来年度からは、より快適な環境のもと、診療できるようになります。



本センターでの摂食・嚥下リハビリテーションの詳細は、道北口腔保健センターホームページでご確認されるか、またはお電話でお問い合わせ下さい。

旭川歯科医師会立「道北口腔保健センター」
旭川市金星町1丁目

☎ 0166・22・2290

http://www.dent-center.com/